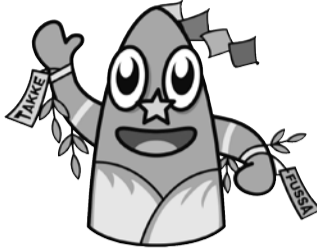


市税だより

令和3年2月1日 発行
発行 福生市 ☎551-1610
編集 市民部 課税課

福生市のホームページ
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>



市では、学校や社会福祉施設などの整備や運営、お年寄りや障害のある方などに対する各種支援、生活習慣病の予防やごみの処分などの保健衛生、道路や公園の整備など都市基盤整備等、市民の皆さんに快適で豊かな生活を送っていただくための様々な事業や施策を行っております。これらの「公共の仕事」を行うためには資金が必要となりますが、その資金を「税金」という形で市民の皆さんに負担をしていただいております。



福生市公式キャラクター
たっけー☆☆

令和3年度(令和2年分)から実施される主な税制改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

◎給与所得控除の見直し

- 1 給与所得控除が一律10万円引き下げられます。
- 2 給与等の収入金額850万円を超える場合、給与所得控除の上限額が195万円となります。

給与等の収入額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円	収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円	収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	195万円	220万円

◎公的年金等控除の見直し

- 1 公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。
- 2 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額の上限額が195万5千円となります。
- 3 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は一律10万円が、2,000万円を超える場合は一律20万円が、それぞれ上記1及び2の公的年金等控除額から引き下げられます。

65歳未満

公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円	収入金額×25%+17万5千円	収入金額×25%+7万5千円	収入金額×25%+37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円	収入金額×15%+58万5千円	収入金額×15%+48万5千円	収入金額×15%+78万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145万5千円	収入金額×5%+135万5千円	収入金額×5%+125万5千円	収入金額×5%+155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	収入金額×5%+155万5千円



資源有効利用のため本紙は再生紙を使用しています。

65歳以上

公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円	収入金額×25%+17万5千円	収入金額×25%+7万5千円	収入金額×25%+37万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円	収入金額×15%+58万5千円	収入金額×15%+48万5千円	収入金額×15%+78万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145万5千円	収入金額×5%+135万5千円	収入金額×5%+125万5千円	収入金額×5%+155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	収入金額×5%+155万5千円

◎基礎控除等の見直し

- 1 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 2 合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が段階的に減少し、2,500万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。
- 3 上記1及び2の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除が適用されなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	33万円 (所得制限なし)
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	33万円 (所得制限なし)
2,500万円超	適用無し	33万円 (所得制限なし)

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

所得金額調整控除の創設

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたため、給与収入850万円を超える納税義務者は増税となります。そのため給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている方に負担増が生じないように「所得金額調整控除」が創設されました。また、給与所得と年金所得それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、両方の所得を有する場合、基礎控除が10万円引き上げられても負担増が生じるケースがあります。このような場合にも、負担増が生じないように所得金額調整控除が適用されます。

【給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている方への措置】

次の適用条件のいずれかに該当する方の総所得金額を計算する場合、計算式から算出した額を給与所得の金額から控除します。

- ・本人が特別障害者
- ・年齢22歳以下の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

《計算式》

(給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合には1,000万円) - 850万円) × 10%

【給与所得と年金所得両方を有する方への措置】

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える納税義務者は、次の計算式から算出した金額を給与所得の金額から控除します。

《計算式》

(給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等の雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、以下の措置が講じられます。

① ひとり親控除の創設

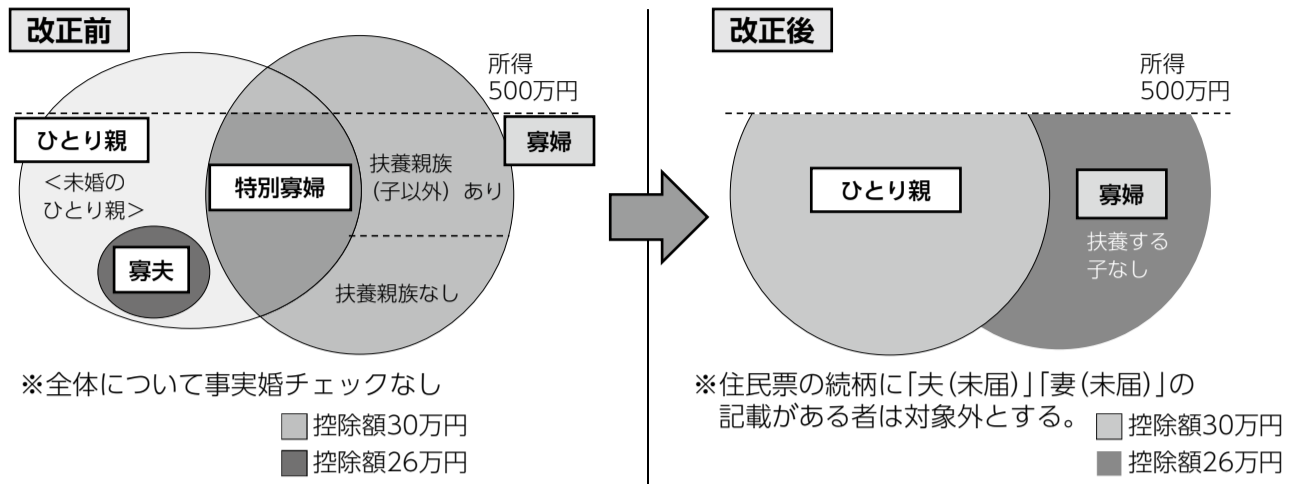
婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（前年の総所得金額が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。
※現行の「寡夫控除」と「特別寡婦控除」は廃止されます。

② 寡婦控除の見直し

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円が適用され、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。

③ 個人住民税の非課税措置の見直し

個人住民税の人的非課税措置の対象に「未婚のひとり親」を加え、合計所得金額135万円以下の未婚のひとり親について、非課税になります。



改正前後の所得税における所得控除の額（万円）

		改正前				改正後				
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除				
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30
		子以外	26	26	26	26	26	26	26	26
		無	26	-	-	-	26	-	-	-
本人が男性	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
	扶養親族	有	子	26	-	26	-	26	-	26
		子以外	-	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-

※「ひとり親控除」、「寡婦控除」は住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

固定資産(土地・家屋)の評価替えと課税について

《令和3年度は評価替えの基準年度です》

固定資産税・都市計画税は、固定資産の「評価額」を基礎として算定し、1月1日現在の所有者に対して課税されます。

評価替えは、土地や家屋の資産価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すため、3年ごとに行われています。また、評価替えを行う年度を「基準年度」と言い、令和3年度がその基準年度にあたります。

●土地の評価替え

土地の評価額は、路線価（街路に付けられた価格で、国が示す地価公示価格や鑑定評価価格の7割を目途に決定）を基に、その土地の状況（奥行・間口・形状など）に応じた補正等を用いて算出します。

令和3年度の評価替えは、令和2年1月1日を価格調査基準日として路線価を見直し、評価額を決定します。



●家屋の評価替え

家屋の評価は、再建築価格方式（評価の対象となった家屋と同じものを同じ場所に新築する場合の建築費〔再建築価格〕を求め、家屋の経過年数に応じた補正率〔経年減点補正率〕を乗じて評価額を決定）により算出します。

令和3年度の評価替えは、平成30年度（前回の評価替え基準年度）の再建築価格に、建築物価の変動割合を乗じて再建築価格を求め、評価額を決定します。また、令和3年度の評価額が令和2年度の評価額を上回る場合には、原則として令和2年度の評価額に据え置かれます。

●税額の算定について

固定資産は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価し、市長がその価格を決定し、その価格を基に課税標準額（税額算定の基となる金額）を算定します。この課税標準額に税率を掛けた額が固定資産税額と都市計画税額になります。

なお、令和3年度の税率は、令和2年度と同様で固定資産税が1.4%、都市計画税が0.24%です。

皆さんが所有している固定資産税・都市計画税の詳細については、4月上旬にお送りします「課税明細書」と同封のチラシをご確認ください。

問合せ 課税課 資産税係 電話 551-1614

滞納はさせない 放置しない 逃がさない



役立てます あなたの納税 地域に暮らす みんなのために

市税の納期内納税にご協力ください

お納めいただいた市の税金は、福祉や教育、まちづくり、防災など、市民の皆さまが健康で安全、快適に暮らせるためのサービスを行うために欠かせない重要な財源です。税金の滞納が多くなれば、市民サービスの提供に支障をきたすことになり、多くの方が不便な生活を強いられることとなります。

納税は、自主的に納期内に納めていただくことが基本です。「買いたいものがある」、「ローンの支払いを優先したい」といった理由で納税を後回しにすることや、「少しずつでも税金を払っていれば問題ない」という考えは誤りで、税金はすべての債権に優先して納めなければなりません。

市は、市政に必要な財源を確保し、納期内納税にご協力いただいている多くの方々との公平性を保つため、再三の催告にもかかわらず納付に応じない滞納者には、自家用車等へのタイヤロックなどによる財産の差押えを行い、全力で税金の徴収に努めています。

納期限を過ぎると延滞金が課されます

税金を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納める日までの日数に応じて年8.8%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年2.5%）の延滞金が加算されます。この延滞金は、当分の間、地方税法の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

■延滞金シミュレーション

例えば、令和3年2月1日納期限の税を納期限までに納めなかった場合、いったいどれくらいの延滞金が加算されるのでしょうか。

（令和3年1月1日現在の利率で計算）

税 額	1か月後	6か月後	1年後	2年後
30,000円	0円	1,100円	2,400円	5,100円
50,000円	0円	1,900円	4,100円	8,500円

この延滞金シミュレーションによれば、1期あたり50,000円の税金を2年間納めなかった場合には、延滞金が8,500円加算され、結果的に58,500円も納めなければならなくなってしまいます。

納期限を過ぎても納付せずに放置すると、思いもよらない高額な延滞金が加算されてしまう場合もありますので、くれぐれも納め忘れのないようご注意ください。

■口座振替をご利用ください

納税手段を口座振替にしておけば、決まった納期に決まった金額が自動的に引き落とされますので、うっかり納め忘れる心配がありません。手続きは、所定の申込書に必要事項を記載して郵便ポストに投函するだけです。申込書が必要な方は、収納課へご連絡ください。また、市内の金融機関窓口でも手続き可能ですので、どうぞご利用ください。

※一部取扱いのない金融機関がありますので、収納課または金融機関にお問い合わせください。

滞納者には財産の差押えを行います

納期限を過ぎ、督促状や催告状を送っても納付がない場合、その人の財産を調査したうえで差押を行います。預貯金や給与、車両、貴金属、不動産などさまざまな財産が差押の対象となります。

バイクや車両の差押には「タイヤロック」を使用し、物理的に移動できないようにします。また、裁判所の令状を必要としないで強制的に自宅や事務所に入り込んで財産を調査する「搜索」も行います。

こうして差し押えた財産は、最終的に取立てや公売により現金化し、滞納となっている市税等に充てることになります。

この一連の手続きを「滞納処分」といい、法律に基づいて行うもので、本人の同意や事前通告を必要としません。

福生市は、令和元年度には徹底した財産調査(20,169件)のもと、24件のタイヤロックと、17件の搜索を実施しました。



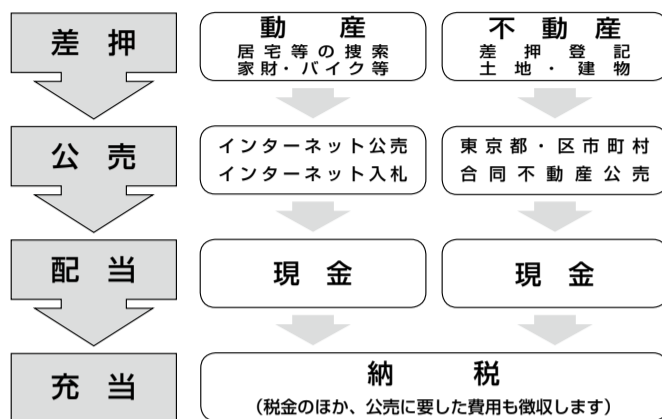
▲ バイクのタイヤロック



▲ 搜索の様子

金銭・債権以外の財産は公売して現金化し、税に充当します

公売とは、滞納者から差し押えた不動産などの財産を現金にするために、法律に基づき一般に公開で売買するものです。福生市では、自動車や液晶テレビなどの動産はインターネット公売で、土地や建物などの不動産は東京都と区市町村で行う合同不動産公売を通じて売却しています。



■インターネット公売

福生市では、年に5回程度のインターネット公売を実施しています。令和元年度はすでに複数回の公売を実施し、オートバイやテレビなどを出品しました。いずれも予想を上回る金額で落札されました。



▲ 福生市での下見会の様子

納税相談はお早めにお願ひします

税金は、決まった納期に決まった金額を一括で納めることが基本ですが、病気や事故、災害や経済的な理由などで、納めたいけれど本当にお金がなく納められないという方もいらっしゃいます。納期内に納めることが困難な場合には、放っておかず、納税計画についてお早めに収納課にご相談ください。※相談に際しては、事前に連絡のうえ、収入・支出状況のわかる資料をお持ちください。

〈例〉

- ① すべての預貯金通帳
- ② 給料明細など収入の分かるもの
- ③ 光熱水費や家賃等の生活費等の支払票
- ④ 住宅ローン返済票
- ⑤ 不動産賃貸契約書
- ⑥ 借入金明細書と返済払込票
- ⑦ その他、収入及び支出がわかる資料



納めやすい環境を整備します

■コンビニエンスストア、ドラッグストアや病院内売店でも納められます

福生市の市税等は、金融機関以外にもコンビニエンスストアや「MMK設置店」と書かれたのぼりや看板が設置してあるドラッグストアや病院内売店等でも納付できます。納付書の裏面に記載された店舗等で日本全国、夜間、休日問わず納められますので、どうぞご利用ください。

〈納付できる市税等〉

市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
※額面30万円以下で、納期限内のものに限ります。

〈取扱店舗〉

くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチ・メディア・キオスク）設置店（[市内設置店例] 公立福生病院売店、ドラッグセイムス、ウエルシア、駅コンビニNEW DAYS等）